

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、さぬき市の土地改良事業（非補助土地改良事業（ほ場整備事業）東内間地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成21年2月18日から同年3月9日まで縦覧に供する。

平成21年2月17日

香川県知事 真 鍋 武 紀